

防府市乳児等健康診査実施要綱

平成 9 年 4 月 1 日制定

（目的）

第 1 条 この要綱は、母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条及び第 1 3 条の規定に基づき本市が実施する乳幼児の健康診査（以下「乳幼児健康診査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第 2 条 乳幼児健康診査の実施主体は、防府市とする。

（実施機関）

第 3 条 実施機関は、市長と委託契約を締結した医療機関とする。

（健康診査）

第 4 条 乳幼児健康診査は、次の各号のとおりとする。

（1） 対象者

乳幼児健康診査の実施日において防府市に住民登録を有し、乳児一般健康診査受診票又は 1 歳 6 か月児健康診査受診票、3 歳児健康診査受診票を提示した乳幼児とする。なお、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査は事前に市が開催する集団健康診査を受診することを要する。ただし、市長が特に事情があると認めるときは、この限りではない。

（2） 乳幼児健康診査の内容

ア 問診及び診察

全身の計測および医師や歯科医師の診察によって、心身の健康状況を把握する。また、育児支援の視点をもって親子に接し、乳幼児に対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うものとする。

イ 尿化学検査（蛋白、潜血、糖について試験紙等による半定量検査）

ウ 血液検査（赤血球、血小板）

医師の判断により行わないことができるものとする。

エ 視力、聴力検査（3 歳児健康診査のみ）

屈折検査機器による視覚検査、視力検査等についての判定を行う。

（3） 乳幼児健康診査の時期及び公費負担の回数

1 か月児（出生後 2 7 日を超え 6 週間に達しない乳児）、生後 3 ～ 4 か月、

生後 7 ～ 8 か月、1 歳 6 か月（満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に達しない幼児）
及び 3 歳（満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児）の各 1 回とする。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア 出生後 27 日を超え 6 週間に達しない期間、生後 3 ～ 4 か月、生後 7
～ 8 か月の健康診査を乳児の発育状況からより遅い時期に行うことが適
当であると医師が判断したとき

イ 出生後 27 日を超え 6 週間に達しない期間の健康診査を乳児の母が防
府市産婦健康診査実施要綱に規定する母体の身体機能の回復や精神状態
を把握するための健康診査を受けるときに併せて行うことが適当である
と医師が判断したとき

ウ 市長が特に事情があると認めるとき

（公費負担額）

第 5 条 交付負担額は、防府市長が別に定める額とする。

（母子健康手帳の活用）

第 6 条 乳幼児健康診査の実施においては、母子健康手帳の内容を参考として、
それまでの発達状況等を確認するとともに、実施した乳幼児健康診査の結果
について、同手帳に記入する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に出生した乳児か
ら適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に出生した乳幼児
から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の第 5 条に規定する精密健康診査を令和 6 年 3 月 31 日

までに受けた者がいるときは、改正前の第6条第1項第2号の規定に基づく額を公費負担する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。